



環 評 審 第 32 号
令和3年 12 月 16 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）に係る事後調査報告書の審査について（答申）

令和3年10月27日付け沖縄県諮問環第8号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）に係る
事後調査報告書に対する答申

○ 濁水処理等について

工事中の濁水について、事業者は工事開始後からこれまでに実施した7回のSS濃度の簡易測定の結果、いずれも評価書で定めた排出基準と同程度だったことから適切に管理できたとしている。しかし、濁水処理プラントを稼働させる降雨条件や沈殿池の状況等の明確な定めはなく、処理水の簡易測定についても施工業者による任意の実施となっている。また、濁水処理が適切に実施されたとする事業者の報告については、本報告書において、濁水処理プラントの稼働実績及び排出された処理水のSS濃度等について、十分な記録が記載されていないことから、濁水処理が適切であったと判断することができない。

については、次回の報告書において、次の内容についても記載させ、事業者の責任において濁水処理が適切にできたとする内容を明記させること。また、濁水処理が適切に実施できていないおそれがある場合には、追加の環境保全措置を実施させること。

- (1) 濁水処理プラントを稼働させる降雨条件、沈殿池の状況等
- (2) 工事開始からこれまでの濁水処理プラントの詳細な稼働実績、時間ごとの降雨状況及びSS測定結果